

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の改正概要

（平成19年10月1日付19農会第706号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官通知）

改正の背景

- ガイドラインに基づく管理・監査体制については、各研究機関において土台となる基本的体制が整備され、不正防止の取組が行われてきたが、各省庁等において依然として研究費不正が発生し続けている。このため、文部科学省では令和3年2月にガイドラインの改正を実施。統一的な運用等がなされるよう当省のガイドラインについても改正を行う。
 - 【件数】平成26年度のガイドライン改正後も、当省において昨年度1件、今年度2件と続けて発生。
 - 【種別】以前は「物品・役務」の不正が発生。近年は「謝金・給与」及び「旅費」の不正が発生。また、組織的不正が発生。
 - 【要因】①不正防止のPDCAサイクルの形骸化、②組織全体への不正防止意識の不徹底、③内部牽制の脆弱化
- 我が国の科学技術・学術の発展のためには、研究費不正を起こさない環境を構築し、不正を根絶することが急務。

改正の内容 ～研究費不正根絶のために～

- 研究機関全体の意識改革を図り、研究費不正の防止に関する高い意識を持った組織風土を形成するために、以下の3項目を柱に不正防止対策を強化。
- これまでの各研究機関の取組状況や不正事案の発生要因を踏まえ、従前のガイドラインの記述の具体化・明確化を図る。

<不正防止対策強化の3本柱>

ガバナンスの強化

～不正根絶に向けた最高管理責任者のリーダーシップと役割の明確化～

- ✓ 最高管理責任者による不正根絶への強い決意表明と役員会等での審議の要件化
- ✓ 監事に求められる役割として、不正防止に関する内部統制の状況を機関全体の観点から確認し意見を述べることを要件化
- ✓ 効果的な内部統制運用のため不正防止のPDCAサイクルを徹底
 - 【不正防止計画への内部監査結果の反映等】
- ✓ 研究費が適切に使用・管理されるよう研究機関における管理体制について、ガイドラインの実施状況を把握、指導するための履行状況調査等を配分機関においても実施

意識改革

～コンプライアンス教育・啓発活動による全構成員への不正防止意識の浸透～

- ✓ 統括管理責任者が行う対策として、不正を防止する組織風土を形成するための総合的な取組のプロデュースを要件化
- ✓ 不正根絶に向けた啓発活動（意識の向上と浸透）の継続的な実施を要件化
- ✓ 啓発活動は、コンプライアンス教育と併用・補完し内部監査の結果など認識の共有を図る
- ✓ コンプライアンス教育のための研修用ビデオの視聴とe-learningを受講した旨、誓約書の記載に追加し提出を義務付け

不正防止システムの強化

～監査機能の強化と不正を行える「機会」の根絶～

- ✓ 内部監査の実施にあたり専門的な知識を有する者（公認会計士等）の参画を要件化
- ✓ 監事・会計監査人・内部監査部門の連携を強化し、不正防止システムのチェック機能を強化
- ✓ コーポレートカードの利用等、研究者を支払いに関与させない支出方法の導入等

整備

各研究機関：令和3年度中に各研究機関において、改正後ガイドラインに対応した体制整備を推進（R3.4.1改正周知予定）
農林水産省及び配分機関（生研支援センター）：各研究機関における体制整備状況のモニタリング及び指導を強化

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準） 骨子

第1節 機関内の責任体系の明確化

- （1）競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化 ※最高管理責任者及び統括管理責任者の役割を追加
- （2）監事に求められる役割の明確化 【新設】

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

- （1）コンプライアンス教育・啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透） ※啓発活動を新設、誓約書に盛り込む事項を追加
- （2）ルールの明確化・統一化
- （3）職務権限の明確化
- （4）告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 ※調査委員会は第三者を複数名含むことを明記

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

- （1）不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置 ※不正防止計画推進部署と内部監査部門の連携の強化
- （2）不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施 ※不正防止計画へ内部監査結果を反映させることを追加

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

※コーポレートカードの利用等による不正防止対策の強化

第5節 情報発信・共有化の推進

第6節 モニタリングの在り方

※内部監査における専門的知識を有する者（公認会計士等）の活用
※監事・会計監査人・内部監査部門の連携
※内部監査結果の周知と機関全体としての再発防止の徹底

第7節 農林水産省、配分機関による研究機関に対するモニタリング、指導等及び是正措置の在り方

※配分機関も研究機関における管理体制について、ガイドラインの実施状況を把握し、改善を促すため履行状況調査等を実施

第8節 農林水産省、配分機関による競争的研究費等における不正への対応